

達 示 第 1 1 号

平成28年6月9日

札幌刑務所長 北 浦 正 志

「要注意者指定及び動静視察等実施要領」の制定について  
標記について、別添のとおり定め、本日から施行する。

おって、平成26年9月10日付け達示第15号「要注意者指定及び動静視察等  
実施要領の制定について」は廃止する。

## 要注意者指定及び動静視察等実施規程

### (目的)

第1条 本規程は、保安警備上又は処遇上、特に注意を要する被収容者（以下「要注意者」という。）を指定して、その処遇方針を明確にし、もって当所における適正な処遇の実施及び規律秩序の維持を図ることを目的とする。

### (要注意者の指定)

第2条 別表の要注意者指定判定表に定める項目のいずれかに該当する被収容者については、要注意者の指定を審査するものとする。

2 処遇部門の統括矯正処遇官（以下「処遇統括」という。）及び統括矯正処遇官（考査担当）は、被収容者の入所時、処遇調査時又は動静視察の結果、当該被収容者を要注意者に指定することが必要と認めたときは、関係資料を精査した上で処遇審査会（以下「審査会」という。）に付議し、要注意者の指定の可否を審査するものとする。

なお、一人の被収容者が複数の項目に該当するときは、その該当する全ての項目について審査会に付議するものとする。

3 審査会において、自殺要注意者として指定するときは、前項の関係資料に、別に定める「自殺危険性判定表」を加えるものとする。

4 審査会における審査の結果、要注意者に指定することが相当との決議があったときは、視察表に指定理由、指定項目及び区分を記載し、所長の決裁を受けるものとする。

### (要注意者指定簿等の作成及び管理)

第3条 前条の規定により新たに要注意者への指定があった場合は、処遇部門警備担当が速やかに要注意者指定簿（第1号様式）及び要注意者名簿（第2号様式）を作成し、関係職員の周知を図るものとする。

2 要注意者に指定した者のうち、自殺要注意者に指定した者については、別に定める自殺企図者名簿に追記するものとする。

3 要注意者指定簿及び要注意者名簿は、処遇部門警備担当が管理するものとする。

### (要注意者に対する矯正処遇等)

第4条 首席矯正処遇官（処遇担当）（以下「処遇首席」という。）は、必要と認める場合において、要注意者に指定した者を収容する居室、所持使用させる物品の制限の有無及び動静視察の記録の有無、その他の処遇方針を定めるものとする。なお、要注意者の指定を解除、指定理由を変更したときも同様とする。

2 関係職員は、前項で決定した処遇方針に従い、要注意者に対する適切な処遇を実践しつつ、その心情及び動静の把握に努めるものとする。

3 要注意者の処遇を担当する統括矯正処遇官又は主任矯正処遇官（以下「処遇統括等」という。）は、要注意者に対する矯正処遇をより効果的に実施するため、要注意者の処遇を担当する職員及び関係各部署の職員との連携を密にし、必要に応じて面接、診察、カウンセリング等の実施を検討するなど、適宜効果的な矯正処遇を実施するものとする。

（要注意者の周知徹底）

第5条 処遇首席は、前条の規定に基づき定めた処遇方針等について、個人情報の漏えいに配慮しつつ、関係職員への周知徹底を図るものとする。

（要注意者の引継ぎ）

第6条 処遇首席は、当日の監督当直者及び夜間勤務職員に対し、要注意者名簿及び要注意者指定簿を引き継ぐものとする。

2 要注意者の処遇を担当する職員は、交代勤務職員その他関係職員に対し、当該要注意者の処遇要領、特異動静の有無その他処遇上の留意事項について確実に引き継ぐものとする。

（動静記録）

第7条 要注意者のうち、処遇首席から、動静の綿密な記録を指示されたものについては、動静日誌（第3号様式）にその動静を記録して決裁を仰ぐものとする。ただし、動静日誌の記載を指示されていないものであっても、特異動静を認めるときは、担当視察表及び工場日誌又は居室日誌にその旨を記載するものとする。

2 決裁後の動静日誌については、担当視察表に貼付するものとする。

（居室及び身体の検査）

第8条

（指定の解除）

第9条 処遇統括等は、要注意者の指定理由が消滅し、要注意者指定を解除することが相当と認めるときは、審査会に付議するものとする。

2 処遇統括は、前項による審査の結果、要注意者指定を解除することが相当との決議があったときは、視察表にその理由を記載して所長の決裁を受けるものとする。ただし、要注意者が他施設に移送となったとき、又は釈放となったときは視察表決裁を省略して差し支えない。

3 要注意者指定を解除したときは、処遇部門警備係が速やかに要注意者指定簿（第1号様式）に所要の事項を記載して決裁を受けるものとする。

（指定区分の変更）

第10条 処遇統括等は、要注意者の指定区分を変更する必要があると認めるとき

は、審査会に付議するものとする。

- 2 処遇統括等は、前項による審査の結果、指定区分を変更することが相当との決議があったときは、視察表にその理由及び新たな指定区分を記載し、所長の決裁を受けるものとする。
- 3 要注意者の指定区分を変更したときは、処遇部門警備担当が速やかに要注意者指定簿（第 1 号様式）に所定の事項を記載して決裁を受けるものとする。

（会議）

第 11 条 処遇首席は、要注意者の処遇方針を変更した場合のほか、処遇状況を確認するため、適宜、処遇統括、担当職員その他関係する部門等の職員を構成員とした会議を行って適正な処遇を実施するものとする。同会議の結果は議事録をもって報告し、当所職員間における情報の共有体制及び処遇体制の強化を図るものとする。

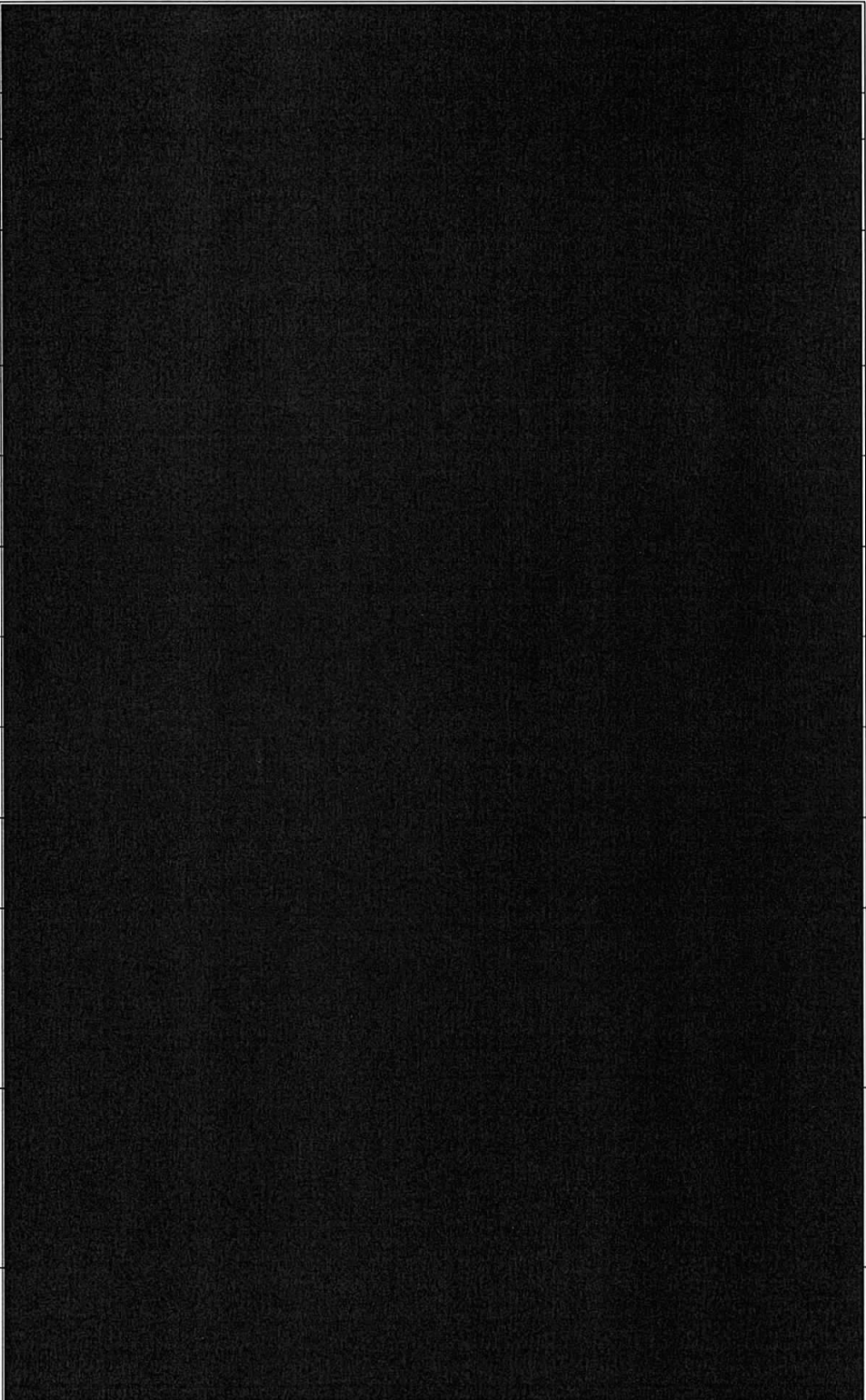
（支所における準用）

第 12 条 札幌刑務支所、札幌拘置支所、小樽拘置支所及び室蘭拘置支所については、各支所の実情に応じて本規程を準用する。

別表

要注意者指定判定表

項目	区分	判定事由			
自殺	A	[Redacted]			
	B				
	C				
逃走	A		[Redacted]		
	B				
	C				
好訴性	A			[Redacted]	
	B				
	C				
暴行	A				[Redacted]
	B				
	C				

反則常習	A	
	B	
性的	A	
	B	
精神障害	A	
	B	
公安	A	
	B	
煽動	A	
	B	
暴力団	A	
	B	
	C	

### 要 注 意 者 指 定 簿

第 番  ○○ ○○  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     写真を貼付                 </div>	要 注 意 指 定 時 決 裁 印					
	所 長	部 長	室 長	首 席	統 括	隊 長
				<small>処遇 分類</small>	<small>処遇 審査</small>	
	要 注 意 解 除 時 決 裁 印					
所 長	部 長	室 長	首 席	統 括	隊 長	
			<small>処遇 分類</small>	<small>処遇 審査</small>		
年 齢	平成 年 月 日生 ( 歳 )			刑期終了日	平成 年 月 日	
主 罪 名				刑名・刑期		
要注意指定項目 (段階)						
指 定 年 月 日	平成 年 月 日					
指 定 理 由						
指定変更日	平成 年 月 日			→		
指定変更日	平成 年 月 日			→		
指定変更日	平成 年 月 日			→		
指定解除年月日	平成 年 月 日					





